

存疑・《堀辰雄のフェエドル的体验》説

——又は、上条てい女覚書——

大森 郁之助

I

堀辰雄は自己の幼少年時代乃至その生育環境としての〈下町〉を描くこと少なかった、と謂われる作家だが、その、下町——具体的にいえば現墨田区の向島界隈を対象化した数多からぬ作品は、時間的には昭和六年三月の時事新報短期連載「本所」を最初とする。この作品は永らく書誌的には不明とされ或いは誤記され来つて先年池内輝雄氏の労により漸く初出紙名・年月日等が確定した^(注1)ものだが、当時のいわゆる新興芸術派系統の作家を中心に「東京新風景」と総題して市内各所の新風俗を描かせた企画物の^(注2)一篇であつた。つまり堀が、(少なくともその初期に於ては)書き辛く・書きたくなかつた——のであろう——〈下町〉に、譬え難渋しながらでも手をつけるに至つたきっかけは半ばは外発的なものだった、というふうにも云える訣だが、その「本所」の連載第一回分(三月二十一日付)の末尾に、次のような記述がある。

大川の上にあかあかと冬のきびしい夕日が照り、それがどす黒

い水の色と映り合ひながら、そこに何とも言ひやうのない、ただ凄惨と言ふよりしかたのないやうな色感を生じさせてゐる時などは、僕はちよつとそれを見ただけでも、何だかぞつと悪寒がするやうな、耐らなく不快な重苦しい心持になつてしまふのだ。

この、隅田川の水色に対する〈僕〉即ち作者堀の反応し方に「なにか異常な、そう言つてよければ暗い想いが感じとられる」とする前引池内氏は、それが因つて来る作者内面の心因を問題とした。作者は右引用部分に続けて

いまから思へば、それはその(水色の)せむばかりではなく、その時分はまだ僕自身に気づかれずに僕の中に潜在してゐた病気の、そして夕方になるとこつそり七度五分位にまで上昇してゐた僕の病熱のあらゆる水といふ水を嫌悪する性質のためもあつたに違ひないのだ……

と説明するのだが、これに対して池内氏は前引部分の「何だかぞつと悪寒がする」「耐らなく不快な重苦しい」等々の表現には「川の色

や病氣といったいわば外的な要因ではこと足りぬ、もう少し暗く重いひびきがあり、「内的な、心情的な要因が欠落させられているように思われる」ことを疑ったのである。堀文中の「病氣が水を嫌う」というのは池内氏の釈くように「当時の肺結核（大正十二年に湧る堀の宿痾）は死の宣告も同然といった恐ろしい病氣であった」というだけのことでなく、福永武彦氏が「肋膜に溜つた水のことを指してゐる」ものと解したの（注3）に従うべきだろうが、それなら含蓄は深まっても一種の駄洒落（恐水病患者ではあるまいし）に逸れて行ってしまっている訣で、その結果とされる水色に対する反応の重苦しさと釣合わぬ感がある。前文中の「重苦しき」をその場限りの文飾と考えない限り、この「ちつともユーモアの感じがない」（福永氏）冗句によって紛らそうとしたもつと根深い心因の存在を疑わせよう。

前引池内氏はその「心因」を、堀が大正十二年の大震災にこの隅田川で生母上条志氣（しげ）を水死せしめた体験、しかもそれが自己の与り得ぬ天災として終始したのでなく、「火にまかれて逃げるとき、父母と離ればなれになり」（角川版十卷本全集年譜）、自分は泳いで助かり母のみ亡くしてしまったことに對する「自責の念のようなもの」と観察した。

ところが先頃、堀辰雄は自分の出生の事情（養父上条松吉とは別の、実父堀浜之助の存在）をいつ知ったか」という問題を博搜精説した前引福永氏が、それに関連して、池内氏の指摘を肯ないつつもしかしまた「本所」の持つ暗さは、病氣とか、震災体験の記憶の回復とかいふこととは別に、何かしら現実的な息苦しさに基

いてゐるやうな節が見える。

即ち「本所」第三回の「僕としては何もこの土地に愛着があるのではない。」とか「もう何時この土地を去つても心残りはないと思つてゐる。」とかいふのは、隅田川の濁つた水を見るのが恐ろしかつたからではあるまい」として、「堀の母親が震災で亡くなつた後、小梅町の家（養父上条の家）にはいてい子さんと呼ばれる女性がゐた」ことに注意を向けた。「正式に後妻といふのではないとしても堀にとつては母親も同然の位置を占めてゐただらう」この女性は、

深田久弥の「思ひ出の一時期」（「文芸」昭和二十八年八月号）

の中には、「その家に堀君は、お父さんと、お××さん（名前失念）といふ彼より年上の女の人と、三人で暮してゐた。（中略）お××さんはまづ美しい人と言つてよく、堀君に献身的に尽してゐた。その家で堀君は駄々つ子的な専制君主であつた。」と書かれてゐて、年代は昭和四、五年頃のことと説明されてゐる。

堀は「聖家族」を昭和五年十一月号の「改造」に書いた後に「多量の咯血」をして、「向島の家にて、母亡き後父（養父上条のこと）の世話をしていた婦人の献身的な看護を受けた。」（堀多恵子・小久保実共編年譜）つまりその年の十一月頃から「本所」を書く翌年の二月頃までは寝たり起きたりしてゐて、二月二十三日附の神西清あて書簡には「富士見へは金と身体の都合でなかなか行けぬ。」とあり、三月五日附の室生犀星あて書簡には「早く田舎へ行きたいと思つてゐます。」とある。実際に富士見高原療養所に入るのは四月三日である。冬の間、一日も早く逃げ出したいと思ひながら、「献身的な看護」に縛られてゐたことにな

る。／この場合、もともと堀の内部にこの女性への無意識の憎しみがあつただらうといふことは考へられる。父への無意識の憎しみと言つてもいい。亡くなつた母のことを思ひ出せば、あんまりぢやないかとか凶々しいとか非難したくもなるだらう。しかし恐らく堀は、さういふ点では大して神経を使はなかつた、親父は親父で自分は自分といふ氣持でゐた、といふふうには思ひたい。後妻を貰つたことで自分の母親を冒瀆したと考へるには、堀はすでにもう大人になつてゐた筈である。／それにも拘らず彼がこの「看護」を有難く思はなかつたとしたら、そこにはそれ相当の理由があつたに違ひない。その女性に対する信頼感が揺ぐやうな何かしらの事件を想像しなければ、「もう何時この土地を去つても心残りはないと思つてゐる。」などとは言へないだらう。

(昭和53・11、河出書房新社刊『内的独白』補足の四)

とした上で、「この冬(昭和五、六年の交)の、謂はばPhédre的体験」を「想像」するのである。但し、この、氏が「想像するところのものについては、どこにもその痕跡を(堀の作品中に)発見することが出来ない。それは彼が意識の中からこの事実を抹殺したためでもあれば、この女性があまにも彼の好みの型でないので彼の中のロマネスクを刺戟しなかつたためでもあらう」と付け足して。

以上、福永氏の文を長々と引用したが、その中心である「フェエドル的体験」については「これ以上書くだけの材料」が仮に「あつたとしても、かういふことは書きたくない」と前置きし、へこういふ

ことへへの配慮を示した上で、いわば最小必要限度の表現として「フェエドル的」云々の示唆的な云いかたをするにとどめては居る。そうではあるがしかし、かの「事故のてんまつ」の作者としての白井吉見氏などならともかく、福永氏はかねがね、例えば作家のプライヴァシーということに関連して「この頃は実証的研究が進み、特に我が国の近代文学の作家たちは戸籍上はもとより身辺の行動まで探索され追跡されている」が「それ程までしなければ彼等の文学を理解できないのかと私などは時々訝る」、「私は私なりに私生活については人に知られたくない」(「日の終りに」)とも述べている。その福永氏が右に挙げている程度の論拠だけで「フェエドル的」云々を口にするというのは余り納得し易くない。(じつは此処には伏せてある別の根拠が、確として存在するのではないか?)という疑いを起こさざるを得ないし、逆に亦、万一これだけの論拠——とも云い難い心証——からの「想像」だったとすれば、学問的考察(氏はそのつもりでなかつたにしろ)としての杜撰さのみならず作家本人のプライヴァシーと対比して作家周辺の第三者(乃至、作家にとつての阻害・敵対(?)者)のプライヴァシー或いは死後の名誉権といったものの、余りの差別を訂さねばならぬだらう。

まず「本所」の暗さが「病氣とか、震災体験の記憶とかいふこととは別」の「現実的な息苦しさに基いてゐるやう」だという着眼だが、その結果行き当たつたのが「フェエドル的体験」なのだから、「フェエドル的体験」は病氣や震災の記憶と違つて、「現実的」だ(だから、真の原因に擬し得る)というのだらう。だが「フェエドル的体験」はどういう点で、前二者と違つて(又は、より以上に)現実

的だといえるのか。震災の記憶はたしかに現在の事実ではないが、病気はそういう訣ではない。とすると、病気や記憶と違い眼に見手に触れ得る人間が対象という、実在感を重大視しているのだろうか。だが、そうした、いわば「外形」の有無を重視するのなら、その重要な「外形」を、「フェエドル的体验」に於ける現実の人間（乃至人間関係）のそれから不気味な川面という別の形象に仮託し転化してしまっているのは、肝腎の特性をないがしろにした処理ということにならぬか。実際の「外形」の儘に表現することは許されない（人倫上？）ようなものだったから止むを得なかったのか？しかし作者自身にとってはそれ自体は殆んど無意味な仮象だったとしても、読者にとつては、川面の描出はそれ自体で十分或る事柄を示唆してしまふのではないか。震災の記憶、がそれだが、読者はどうして目前に暗示されている此を抛って隠された彼方の何物かを手探りするだろうか？

と、そこで又元に戻って、へしかし震災の記憶では本文の「現実的な息苦しさ」に適わぬから（読者も本文中に表出された形象で満足はせぬ筈だ）、という理屈になるのかも知れないが、そもそも「本所」のこの部分の「息苦しさ」は、それ程まで「現実的」だろうか？そう謂える感じも一面で無くはないが、その一方では、「息苦しさ」が特定の事実に即した具体的なものであるよりも一般的な気分・情緒的なものとして描かれている趣も、ありはしないか。その点からみれば、真の心因が時間・空間的に遙かな彼方の（例えば「震災体験」のように）、或いは眼前に対象化し難い性質の（例えば身体内部の「病気」）ものである方が適わしかろう。本篇掲載の前月、二月九

日付の福田清人氏宛書簡に

今日はちよつとお頼みしたいことがあるのですが、実は或る文章にアポリネエルの「ミラボオ橋」といふ詩を引用したく、あひにく手許に本がないので、それを一寸筆写して僕に送つてくれませんか。本は堀口さんの「月下の一群」或ひは「アポリネエル詩抄」。大へん面倒なお頼みでありますが出来たら至急にお願ひいたします。

とあるのは、時間的にみても「本所」第一回の中程と第二回の末尾とに分けて挿入されている「アポリネエルのセエヌ河を歌つてゐる詩」、即ち Le Pont Mirabeau の一・二節

ミラボオ橋の下をセエヌ河が流れ／われ等の恋が流れる／わたしは思ひ出す／悩みのあとには楽しみが来ると／日が暮れて鐘が鳴る／月日は流れ わたしは残る／手と手をつなぎ顔と顔を向け合はう／かうしてゐると／われ等の腕の橋の下を／疲れた無窮の時が流れる

及び第四節

日が去り月が行き／過ぎた時も／昔の恋も ふた、びは帰らない／ミラボオ橋の下をセエヌ河が流れる／日が暮れて鐘が鳴る／月日は流れ わたしは残る

のことに相違ない。この書簡は新小梅の自宅から発信されているので、アポリネエルの詩集は偶々手元に無いというのではなく日頃から所持はしていなかったのではないか。だとすれば作者の日常にそれ程親しい詩句だったかどうか些か疑わしいが、又、げんに人に頼んで取寄せて迄照合しなければならなかったのだから、「その時」ひ

よつくり思ひ浮」んだ詩句だ、というのは、事実とは少々差があったろう。云いかえればその程度には拵えごとをし形を整える、心理的余裕をもった発想であり、余裕をもって処理し得る対象事実だったかと考えられる。

福永氏は又「この土地に」愛着がないと堀が云うのは「濁つた水を見るのが恐ろしかったからではあるまい」とするのだが、何故そういえるのか？確かに、堀の「病氣」はとくべつこの土地に結び付いているものではなかったろうが、隅田川の水という地物による母の水死の記憶は、なぜこの土地への厭離に成るまいと思ふのか。これは恐らく、「水」は土地の厭離に成り難いと積極的に考えた訣ではなくて、土地との結び付き方ではさして優るとも云えない「人間」——氏の謂う「フェエドル」——こそ真因と別の理由から思い定めてしまった為、その後の残敵掃討は先を急いで雑になった、といった事ではなかったか。

という訣で、「フェエドル的体験」を想像する(せざるを得ぬ?)理由というのは「本所」本文の表現そのものではなくて、(その本文を書いた)堀が昭和六年の春なかなか富士見療養所へ行けなかったという事実についての、それは「献身的な看護」に縛られてゐた」からだという福永氏の判断がそれであろう。しかし富士見行き遷延の理由として堀自身が表明しているのは、福永氏も引用している神西氏宛書簡では「金と身体の都合」、犀星宛書簡の福永文が省略した部分には

……そのためにあまり原稿を書かないで金を貯めることを考へてゐますがなかなか思ふやうには行きません。(略)この頃はよ

い天気で、身体の工合も割によく、毎日ぶらぶらしてゐますが、この分なら、当分このままでもいいときへ考へてゐるくらゐです。かうして、そとへも行かず、あまり人も来ず、ほとんど一人きりで静かに暮らしてゐるのも、たまにはいいです。ときどき送ってくる同人詩などをひろげると、なんだかシヤバの風に吹かれたやうな厭な気さへします。

と、又、それに続く時期の三月二十一日付神西氏宛書簡に

僕はいよいよ四月上旬富士見に行くことになった、金のことは度胸をきめた、

四月二日付葛巻義敏氏宛には

今度は旅行が非常に心細い気がする

と、「金」を殆んど最大唯一の理由として繰返し述べている。(病人なのだから「身体の都合」は当然だし、葛巻氏宛での「心細」さも無理算段した費用のことと見て特に支障は生じない)そして犀星宛の後半に云う対人交渉の稀薄さは例の女性が堀の世話を怠つた証拠に使おうとならば兎も角、「フェエドル的」束縛(執着)説にとつては真向からの反証になつてしまわぬか。とすると堀本人の表明を無視して(ということになる)迄福永氏が「フェエドル的」と見たのは、相手(堀)にどう受取られたかに不係「献身的看護」の内実であつた筈の心情への、洞察からだろうか？自分の腹を痛めたわけではない「後妻」が、後述するように「七つ八つ」しか年令の違わぬ(「内的独白」三の一)「継子」に対して「献身的」に看護したというなら、それはきつと——といった、小説(但し余り高級とはいへぬ)ふうの？

しかし、この女性がそもそもどういう立場で、何のために、堀の生母の没後上条家に入ったのだろうか^(注4)と考えると、「後から(堀の母の後から、の意)きた人」^(注5)「後添え」といった文字通り後妻としての見方の他、福永氏は「初めはお針さんといふことだつたらしい」と註している(『内的独白』三の一)が、同女が後年養子とした博氏(昭23物故)の実兄尾見定之氏の教示によると同女は高女卒業後看護婦養成所、産婆学校等に学んだ模様で、尾見氏は同女が堀の看護を兼ねた(年譜等に記された限りでも堀は大正十二年、母を失ったその年の冬に肋膜炎で休学するに至っている)家政婦という形で迎えられたものかと想像しておられる。若しそうした経歴がありそうという目的もあつて上条家に入ったとすれば、看護が並みよりも行届き又それに専念している趣があつても職掌上当然、ということにならう。

- 注1 『大妻国文』五号(昭49・3)収、「堀辰雄論——『本所』から『幼年時代』まで——」
- 2 筑摩書房版十卷本堀辰雄全集第二卷「小説下」(昭52・8初版) 卷末解題(郡司勝義氏)に詳しい。
- 3 河出書房新社刊『内的独白』(昭53・11)補足の四
- 4 いわば「公的」な紹介として筑摩版十卷本全集第八卷「書簡」(昭53・8)卷末解題(書簡番号五〇四の分)には「堀辰雄の母が歿した後、向島に居を構へた養父松吉の世話をし、のち養女となつた人」とする。
- 5 『国文学』昭52・7収、対談「堀辰雄・思い出すことなど」(多恵夫人・中村真一郎氏)。前者は多恵夫人、後者は中村氏の発言。

II

この女性に関して、公刊された範囲での堀辰雄研究のサイドに於ける資料としては次のようなものがある。

- ① 深田久弥「思ひ出の一時期」『文芸』昭28・8(前引)『内的独白』補足の四所引)
- ② 多恵夫人・小久保実氏共編「年譜」 角川版十卷本全集第十卷(昭40・12刊)(同前)
- ③ 多恵夫人「辰雄の句」 『俳句』昭49・8
- ④ 福永氏『内的独白』三の一 初出『文芸』昭51・3
- ⑤ 『内的独白』補足の四 初出『文芸』昭52・5
- ⑥ 多恵夫人・中村真一郎氏対談「堀辰雄・思い出すことなど」『国文学』昭52・7
- ⑦ 上条てい宛堀辰雄書簡(昭17・7・24付)及び解題 筑摩版十卷本全集第八卷「書簡」(昭53・8)
- ⑧ 堀辰雄宛上条てい書簡(昭27・5・10付)、尾見定之氏書簡(昭27・10・22付、10・24付)及び脚注 同右全集別巻一「来簡集」(昭54・1)
- これらに、前出尾見定之氏及び同女の出身校の後身長野県立諏訪二葉高等学校校長関藤彦氏の御好意によって得た知識を加え訂して辿り得る同女の生涯のアウトラインは凡そ次のようなものである。——
- 長野県諏訪郡上諏訪町の出身、明治三十年二月二十六日生まれ。戸籍名てい、金井氏(以上、尾見氏提供の昭27・7・22付編製戸籍謄

本による)。同地で小学校高等科二年修了後明治四十二年四月上諏訪町立高等女学校入学、大正二年三月同校卒業(以上、諏訪二葉高校長関氏の教示による)。父君は諏訪区裁判所の吏員で(尾見氏、関氏)、^(母)てい女には異母兄弟三人があつたという(尾見氏)。

同女の学んだ上諏訪町立高女は高島小学校補習科を基として、明治四十一年、長野・松本・上田・飯田と共に県内僅か五つの高女の一つとして設立され、大正六年県立に移管して諏訪高等女学校となるが、県内の女子高等教育機関は明治四十五年の時点でも右五高女の他には野沢・中野・伊那・大町の各町立実科女学校を数えるのみ、^(母)上諏訪高女にしても前記関氏の教示によればてい女の同期卒業生は三十五名(募集定員五十名?)に過ぎなかつたという。同校卒業後は同級会への出席もなく、同級生達とも音信不通で全く消息を知られていないという(関氏)が、尾見氏によれば更に看護婦・産婆の養成機関に学んだ模様で、氏は、同女が生来身体が弱く結婚には消極的で、看護関係の職業で身を立てようとしていたらしい、との伝聞を告げられた。

そういう経歴をもった女性がどんないきさつで向島の上条家に知られるところとなつたのかは現在全く不明、又上条家に入った時期も余り明確でない。前掲資料①で深田久弥が上条家で彼女を見たのを「昭和四、五年」の事とする他、中野重治も福永氏の間に答えて「一九二八年か二九年頃だつたか」「新小梅の家にはお父さん(上条)と一緒に女の人がる」た記憶を語つたという(「内的独白」三の一)。これらの人々の記憶から福永氏は、堀の生母の死後「そんなに遅くないうち」という云い方をする訣だが(同右)、それらと別に資料⑧

のてい女自身の書簡(昭27・5・10付)には「私が初めて上条の家でのお盆」を迎えた「坂戸さんと云ふ大家さんのお家を一寸お借りしてみた時の事」を「そんな三十何年も前」のこととして回想している。堀の生母が死んだ震災以後の時期で養父上条が新小梅に自分の家を持つていなかった(従つて借家住まいの可能性がある)のは十二年九月罹災焼失後十三年四月焼跡に新築入居する迄の期間だが、その間には「お盆」は来ないし、その後何かの都合で近所に借家住まいをした時期というのも諸年譜等の記録には見当たらない。しかし、この書簡が書かれた昭和二十七年の時点で「三十何年前」という錯覚(堀の母がまだ存命していた大正十一年がやつと三十年前だから、錯覚であることは間違いないが)を起こし易いのは、(昭和)和になつてからの年数が二十七年、その何年か前だから……)という大まかな誤算をするかも知れない昭和改元前の記憶だった場合だろう。それでは堀の生母の三周忌がやつとの時期で余りに早過ぎる、と思うなら、それはてい女を(後添)と規定(又は限定)しすぎるからで、前述したように十二年末の堀の肋膜炎罹患によつて看護役の女手の必要は既に生じていた、とも見うる。息子のために上条は「後添」を急ぐ必要があつたとも考へるのである。

そこで仮に大正末年夏という時点をとつて(これは勿論他の年でも構わないのだが)養父上条とてい女、堀の、三者の年令関係を考えてみると、上条は推定五十三歳(向島円通寺の過去帳に昭和十三年に歿した上条の享年(恐らく数え年)を六十六歳とする)、てい女二十九歳、堀が二十一歳(明治三十七年生まれだが十二月二十八日が誕生日だから)である。上条とてい女の間は後添としては非常識

という程でないにしろ矢張かなり離れており、反面、てい女と堀とは微妙な親近感を交え易い年恰好とはいえよう。従って資料⑥の対談で

(夫人)(略)辰雄に非常に好意を持っていたのじゃないかと思う。お父さん(上条)にはもちろんよく仕えていたんでしようけれども、それ(好意)がひとつ非常にいやだったんだということ

(中村)気が重かったということね。

.....

(中村)気さくな下町の人で、かなり軽率なところもあって、そして陽気なことが好きで、老人のところへ後添えに入って、そこにかわいらしい息子がいるということになれば好意を持つということとは非常にあり得ることですよ。(略)

(夫人)(略)何回か死にそうなる病気を(堀が)しましたでしょう。そのときにお姉さん(てい女)は非常に献身的に世話をしてくれたわけです。それが非常に重荷になっていることはあっただろうと思う。

といった方向に扱えられているのも、性格の組み合わせの問題であって止むを得ない事であり、大きな誤認は多分あるまいと思われる。てい女の人柄についての中村氏の「気さくな……好意を持つ」という要約は、直接には、夫人が「結婚して向島のうちへ行ったとき」てい女が散歩しながら「女性のこと、いろいろのつきあいのこと、——伊豆湯ヶ島なんかに行ったときにはどうい、う人を連れていったとか、どうい、う人に会ったとか」「いろんな昔のことをしや

べった」という〈事実〉の報告を承けたもので、中村氏は「そういう義理の息子が、お嫁さんを貰ったというんで、告げ口になるのか面白半分なのか(略)そういうことを言いたがるという女性も大いにあり得る」とするのだが、この些か意地のわるい把握を全くの見当違いと否定はし難いような趣は、後年の同女の書簡(前引、資料⑧)にも無いではない。昭和十三年の結婚以後殆ど上条家からは離れて暮らしている義理の息子(堀)夫婦に向かって「どうしていらつしやるかと毎日のお祈りにお二人の御無事を念じ」ている、とか、何だか赤ちゃんに上げる様な物ばかりでも大人もたまには赤ちゃんになる事もい、でせうから多恵子さんも一寸赤ちゃんになりきつて下さいね 辰雄さんはもういつも赤ちゃんにせうから…… (傍点引用者)

と、又近況報告に「生きてゐると云ふ事がとても楽しく孤独であり乍ら豊かな気持」とか、かつての婚家(上条家ではなく、上条の死後十年余り経って嫁した先のこと。後述)での日々を顧みて「朝から晩まで機械と一所に生きてゐるといふに過ぎない自分を無視した」其にぎやかな生活の中に見捨てられた自分の姿をふつと見出し「てい子はこんな生き方でい、のか知ら？」さうつぶやいて深い溜息をつきながらさびしい／＼気持に」なった(以上、傍点引用者)、といった言葉がある。ここに見られる自己のとらえ方・言い表わし方の或る種の若々しき、甘やかさは、明治末から大正に成人した五十年代半ばの婦人としては感情の表現が過剰なタイプともいえそう、相手によつては「非常に世話になったという気持」(多恵夫人、前引対談)と共に「自分の中へ心安立てに立ち入られる」不快感(中

村氏、同)も又、与え易かつたろうことが推測される。しかしそれはいわば楯の両面の一方であつて、その存在を告白したのが前引対談だとすれば、いま一つの側から次のように描かれるのも、虚飾でもなく全くの「挨拶」というものでもなかつたろう。資料③の「辰雄の句」に

その人は静かな心のやさしい人で父の面倒は勿論だが、病氣ばかりしていた辰雄の世話もよくしてくれたときいている。(略)
辰雄はていさんが元気でいる間はていさんのためにも上条の家のことはすべてまかせておかなければならないと思つていた。
大事な父の晩年を自分に代つて見てくれた人として大切にしていた。

「大切にしていた」と云つても嘘ではないが「気が重かつた」のも事実、という人間関係の具体的な形は、例えば次のようなものだろうか。十七年の夏、堀が避暑先の軽井沢(十五年以降、平生の居宅は杉並成宗の夫人の実家内)から新小梅のてい女に宛てた葉書(資料⑦)に

アポリネルの本三冊受取りました、あれでいいです、多恵子は東京です(略)

とあり、三日後の七月二十七日付、在京の夫人宛には「アポリネルは分からなかつたら探さないでもいい」とあつてしきりとApolinaireの本を取寄せているのだが、てい女と夫人とに対する自分の要求の押し立て、かたの差違は明瞭だろう。前者は一往求める物が届けられたようにも見えるが、しかし要求通りの物が届いた(要求が完全に満たされた)場合「あれでいい」という云い方を、普通、す

るだろうか?(要求とは違つが間に合わせておこう)ということか、それとも、相手がこの本でよいかどうかと心配して来たのか?だが後の場合に「あれでいい」というのは相手の心配を打消すには少々ぶつきら棒のようにも思える。一方、夫人に対して「分からなかつたら……いい」と云うのはそれ以上探し物をさせないという点だけからいえば同じだが、こちらは要求未充足という実情もはつきり相手に知らしめている。へ分からなかつたら……いい」と云われて、云われた通りに書棚の前を離れてしまふ女房——少なくとも離れたきり何のこだわりも後に残さぬ女房というのは、かなり稀少価値がある。二通の書簡は相手への気遣い(云いかえれば、隔意、ということになる)の度がはつきり違ふ、といえるのではないか。

この前年、十六年十月十三日付で多恵夫人から奈良ホテル滞在中の堀に宛てた書簡の末尾に

諏訪のおばあさんは九日に亡くなされました 御相談した通り
二拾円お送りしました 金井洋三さんより死亡通知がありました
たから洋三氏宛に。

とあるのは、洋三氏はてい女の長兄だから恐らくてい女の親族の不幸と思われるが、てい女の生母は前引昭和二十七年編製の戸籍によれば当時まだ存命していたようで(実父、及び、養父となつた——この事については後述——上条松吉の欄にはそれぞれ「亡」と明記してある)、同戸籍の記載に遺漏がないと仮定すれば十六年の不幸はてい女の二親等以遠の事と考えられる。詳細は明らかではないがともかく決して最低限度ではない、一往義理固いと評されるような応対が、てい女の生家との間にも保たれていたと見られる。

ところが、以上のように決して感情的にも偏らず疎略な扱いもしていなかったと思われる堀の側——現時点でいえば遺族としての夫人や、堀の文学圏に在った（程度の差はあっても）者としての前出中村氏や福永氏に、具体的な事実の認識に於ては一種の先入見が深く根付いているように見受けられる。その一つ。前引中村氏との対談で、夫人はてい女の上条家に於ける戸籍上の地位について

私達が結婚してから、お父さん（上条）が死んで、その人（てい女）がひとりですと残っておりましてから、向島のうちはそのお姉さん（てい女）に全部あげてしまったわけです。ほんとはその人はまだ籍に入っていなかったんです。それで、私たちが結婚してから上条（松吉）の養女の籍に入れたんです。

と語る。この云い方では入籍が上条の死（昭13・12）後だということかそれとも単に堀の結婚（昭13・4）後だということのか紛らわしいが、無論法律上からも死者との間に養子縁組を結べる筈がないから、堀の結婚後・上条の死迄の半年余りの間の事という意味だろう。福永氏が『内的独白』三の一で「二人（堀と夫人と）が結婚する以前は入籍してをらず、あとで上条家の養女の籍に入った」とするのも、その前文に堀夫人に電話をかけて「確かめたが」とある続きと思われる、出所は同一であろう。『内的独白』のこの部分は五十一年三月の初出だからてい女の入籍時期に関する多恵夫人のこの認識は少なくとも五十一年春から翌年初夏（対談）まで一年余り持続している訣なのだが、この件についての客観的事実は前引てい女の戸籍謄本に「上条松吉の養子となる縁組届出昭和拾貳年拾月拾四日受付長野県諏訪郡上諏訪町壱万八百拾四番地金井洋三戸籍より入籍」とあって、

堀の結婚以前であるのは勿論、堀が多恵夫人（当時加藤姓）に結婚の申込をした十三年二月よりも更に以前であることは動かしようがなさそうである。もつとも、とにかくそれ迄の最低十年前後籍を入れずに置いたのも事実だから、或いは上条に堀への遠慮があったかも知れず、それに対して堀の方から、例えばそろそろ自分も結婚を考えたいからその前にていさんの身分を安定させて置いたら、というふうに、養父の決断を促がすような事はあつたかも知れない。そしてその時分堀の念頭には既に同年夏に識つた多恵夫人のことがあつたかも知れないが、しかしそれはあくまで堀の内面で（夫人との結婚）がこの事に関わっていた可能性であつて、まだ求婚もされていなかった当時の夫人が直接入籍促進に関わつたなどということには想像し難い。但し、結婚する迄堀が夫人に対しててい女の籍について触れずにいて（事前に説明して置かねばならぬ事とも云えない）、結婚後、あたかもこれから（新夫人の同意を待つて）決める事のように話を持ち出し賛成（じつは事後承諾）を求めた、ということとは有り得たろう。或いは上条単独に事を運んでしまつて置いて、息子の結婚後、息子夫婦の方から言い出すように仕向けたということも、無かつたとは云い切れなからう。入籍時期（及び事情）を夫人が誤認している理由はいろいろ臆測をめぐらし得るし、誤認が誰のせいとも一定は出来ないが、いずれにしろ誤認はあくまで誤認である。しかも堀（夫妻）とてい女との関係に於いてかなり根本的な事柄の誤認というべきだろう。

そしてやはりかなりに重大な事実誤認である次の件については、前件のように堀はともかく夫人の誤認はイノセント、とはいえない。

前引中村氏との対談の続きで、夫人は

上条の養女の籍に入れて、それで、上条のお父さんとお母さんの位牌はそこへ置いてきたわけでしょ。ですからお姉さんが、死ぬまでのあいだはずっと生活も見てましたの。

と述べている。ところが前出尾見定之氏の記憶によれば、てい女は上条の死後は自分で派出婦会を経営していた、という(氏の記憶では十九年頃迄)。これには氏の実弟で同女の養子となった博氏がその事務を執っていたという記憶も伴っていて、細部はともかく事柄そのものとしてはほゞ間違いのないものと思われる。戦争末期派出婦会を解散した後は上条の遺した新小梅の家を手離して(資料③「辰雄の句」によれば「辰雄の従兄に売り」)中野鷲ノ宮に移転、異母姉に間貸ししたり(尾見氏)、また同女の死を報じた資料⑧の堀宛尾見氏書簡(昭27・10・24付)によれば「身のまわりのものを整理して生計費にあて、いたよう」だ、という。右書簡に

飯沼氏の許に行かれて私共もこれで小母様の余生も幸福になれ
るとほっとして居りましたが、やはり大家族の中にある
こと、て色々精神的な疲れがあったのでしよう、中野に戻って
来る日が多くなり(略)とうとう御自分で無理に離婚してしま
いました。正式に戸籍が帰ったのはこの七月末ですがそれまで
は何かにつけて飯沼さんがかけになって生計費の一部にと送金
されていたようです。

とある飯沼辨氏との縁は、数年前に妻を失っていた同氏を知人に紹
介されて(尾見氏の教示)二十四年十二月末に入籍した模様だが、
注意したいのはこれら売り食い生活とか飯沼氏の合力とかが、右に

見る如く尾見氏の口から堀夫妻に対してはつきりと報知されている
ことである。てい女の死の前後の連絡(恐らく尾見氏からの)に対
する堀夫妻の対応は、十月二十二日付尾見氏書簡(資料⑧)の中の
「速達書留及び為替、有難く拝受致しました。重ねの御心配を
戴き」とか、二十四日付(同)中の「先日御送りいたゞいた為替は
葬儀費にあて無事に済ませる事が出来」た、とか、具体的事実は不
明だがてい女が死の「前日あたりから」辰雄さんは病気なのにすっ
かり迷惑をかけてしまつて申訳ない、多恵子さんにもくれぐれも宜
しくと何度も」言つていた、とかの文言によつて間接的ながら窺う
ことが出来、応分(或いはそれ以上)の措置が遅滞なくとられたも
のと思われる。堀家の側の記録としても「辰雄の句」に

辰雄はその死の報せ(てい女の)を受けて、すぐ両親の位牌が
気になったのだろう、東京に住む私の弟に、追分(堀夫妻は十
九年九月信濃追分に疎開して以来、堀の病勢のため戦後も同地
に留まっていた)に持つて来て貰うようにたのもうということ
になつて私はその打ち合わせの手紙を書いた。
という、敏速な反応が記し留められている。

尾見氏が書いて寄越したてい女晩年の生計事情は、遠く離れてい
た堀夫妻には或いは思いがけないものだったかも知れない。特に戦
後の経済激動期、追分と東京とで生活感覚の落差もあつたかと思わ
れ、更に、甚だ無難ながら戦後殆んど執筆不能の状態だった堀にとつ
て、自身の生活もそう気楽なものではなかつたかに察せられる。(筑
摩版全集「来簡集」収録の神西清氏の書簡等、参照)だから、堀
家からの生計費援助がてい女をして安逸にそれによりかからせるに

足りなかったとしても、当時を知る者には恐らく止むを得なかった事として納得し得よう。結果的にへ生活を見ていたとは云えなかったにしても、堀家の側の努力や善意を疑ういわれはあるまい。

問題は、そういう生計事情を生ぜしめたのが誰の咎彼の咎という詮議ではなく、とにかく結果として生じてしまった事実を報知されてなお、二十数年後にも、へ堀が生活を見ていた」という固定観念が微動もしていないらしいことである。そういう思い込み（思い込みへの意志、といってもいい）が、いつ、何故生じ、何故、当事者たる堀とてい女の死後二十余年経った今なお保持されているのか。裁断的にいうならば堀辰雄レゲンデとよぶべきものの一つの相が、ここに在るのではないか。偶々一つの記憶の錯誤を以て云うのではない。堀夫妻がてい女の戸籍上の身分を安定させたのだという錯覚と、これは、重なり合う性質のものである。

その神話形成と護持の志向が、福永氏の「フェエドル的体験」説をも（恐らく無意識にだろうが）導いたのだろう、と云うつもりはない。氏の所説の表面に示された論理と根拠の薄弱さは前節で見た通りだが、氏の内面ではそれを補強していたのかも知れないこの女性への印象が、若し堀辰雄神話の伝承圏で養なわれたものだったなら、それは氏にとって一つの陥穽であつたらう、と考えざるを得ないのである。

注1 信濃毎日新聞社刊『母校！青春のアルバム』（昭51・12）に拠る。

なお本文中に記した尾見定之・関彦彦両氏の他、長野県教育委員会事務局高校教育課、墨田区役所戸籍課の御協力を戴いた。併記して謝辞に代える。

追い書き 上条てい女の墓所は都下小平霊園一区十九側。二坪足らずの区画にハリエンジュ（ニセアカシヤ）・ツゲ・シモツケ等の数株がささやかな木蔭をつくって、清楚というよりは簡素に近い感じを与える。墓石は正面上部に十字架を浮彫りし、その下に「上條家之墓」、左右側面にそれぞれ「上條てい 昭和二十七年十月二十一日歿／当年五十五才」「上條博 昭和二十三年十一月二十七日歿／当年二十七才」、背面には「昭和二十七年十二月七日建之」と誌す。（筑摩版全集「来簡集」書簡番号五三五の脚注に「上條てい、十月二十二日歿」とあるのは二十二日付の同書簡本文中に「本日」永眠と記すことからの誤解かと思われる）

追い書きの二 本稿は頭初福永氏への公開質問のつもりで計画したところ、作業途中で思いがけなくも同氏の計を聞き、生前一二度文通もあつた氏に対して同じ堀辰雄研究の後学としてはこれも又一種の誄言と成らんことを念ずる。合掌。
（昭54・9・20）